



○解答欄の記入は、1マスにつき1文字とすること。なお、英字・数字は1マスに2文字を目安とする。

1 法律に基づく計画

・ 景観法に基づく景観計画

景観計画は、景観法に基づき主に市町村が景観行政  
 団体となり策定するもので、良好な景観を形成するた  
 めの目的、方針及び行為の制限の基準を定める①。

同計画の対象地域となる景観計画区域内で景観形成  
 基準を定める。

景観形成基準には、建築物又は工作物の形態又は色  
 彩その他の意匠の制限がある。罰則規定はなく、届け  
 出・勧告による緩やかな規制である。②

① 「景観計画は・・・定める」になっています。計画は人ではないので、定めることはできませ  
 ん。→「・・・定めるものである」

② 記述がすべて計画の概要になっています。問題は「特徴」を書けと言っています。何が特徴なの  
 か分かりません。※以下すべて同じ。

2 法律に基づく規制誘導

・ 都市計画法に基づく地区計画

地区計画は、地区の住民が主体となり将来のまちの  
 あり方を定め、市町村によって都市計画決定される。

地区計画に記述される項目の一つである地区整備計  
 画で、建築物の高さの最高限度や壁面の位置、敷面積  
 の最低限などを定め、条例により建築確認対象として  
実行性を担保する③。

○解答欄の記入は、1マスにつき1文字とすること。なお、英字・数字は1マスに2文字を目安とする。

③ 問題は、法律に基づく規制・誘導です。条例により実効性が担保されるものが解答としてふさわしいか疑義があります。

**3 事業・活動に伴う支援措置**

**・ 景観改善推進事業**

景観計画を策定する市町村に対する総合的な支援を行う④とともに景観規制上、既存不適合⑤となる建築物への是正措置⑥に対する支援を実施する。

以上

④ 抽象的です。総合的な支援とはどのような支援なのか書きましょう。

⑤ 既存不適格ではありませんか。

⑥ これも抽象的です。スペースも余っていますし、もっとどのような措置なのか具体的に書きましょう。